

別表(第10条関係)

施設区分 利用区分			市内に 在住す る者	市内に在住する者以外の者				
				午前	午後	昼	夜	全日
				午前9時～正午	午後1時～5時	午前9時～午後5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時
第1会議室			無料	230円	450円	680円	560円	1,240円
第2会議室			"	450円	560円	1,010円	680円	1,690円
第3会議室			"	560円	680円	1,240円	790円	2,030円
第4会議室			"	910円	1,360円	2,270円	1,580円	3,850円
第5会議室			"	560円	680円	1,240円	790円	2,030円
和室(大)			"	450円	560円	1,010円	680円	1,690円
和室(小)			"	230円	450円	680円	560円	1,240円
大会 議室	全室利用		"	2,950円	4,180円	7,130円	4,880円	12,010円
	分割 利用	大	"	1,700円	2,490円	4,190円	2,950円	7,140円
		小	"	1,240円	1,700円	2,940円	1,930円	4,870円

備考

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する使用料は、全日の金額を13で除して得た額に、超過時間を乗じて得た額とする。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 市内に在住する者であっても営利活動を目的とする使用の場合には、市内に在住する者以外の者の使用料を納付するものとする。